

No.	令和6年3月改定		令和7年度改定案		担当課
	重点的な取り組み事項	内 容	重点的な取り組み事項	内 容	
1	子どもの最善の利益を尊重する地域社会の推進	武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する普及、啓発等の取組みを進める。計画や施策及び事業を実施するにあたり、当事者である子どもの意見や意思を聴く機会を確保できるよう、様々な機会を捉えて市全体で取組みを進める。また、子どもの権利擁護機関について、令和6年度中の開設に向け準備を進める。 学校において「子どもにとって大切な子どもの権利」等について、子ども自身が学ぶ機会をつくり理解を促すとともに、日々の授業や学校行事等において、子どもの願いや想いを受け止め、その実現に努める。	子どもの最善の利益を尊重する地域社会の推進	武蔵野市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利に関する普及、啓発等の取組みを進める。また、市立学校等と調整の上、道徳授業地区公開講座等を活用し、子どもの権利の学習の機会を確保していく。 さらに、子どもに関する計画や施策及び事業を実施するにあたり、当事者である子どもの意見や意思を聴く機会を確保できるよう、様々な機会を捉えて市全体で取組みを進める。また、子どもの権利侵害に関する相談・救済について、引き続き子どもの権利擁護センターにおいて取組むとともに、令和6年度の活動報告会の開催準備を進める。 「武蔵野市子どもの権利条例」の周知・啓発を通し、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげていく。 学校行事の子ども主体の計画等、児童会や生徒会等による自発的・自治的な活動を推進する。	子ども子育て支援課 指導課
2	子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対応するため、関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を行う。 子どもの貧困やヤングケアラーの問題等、分野横断的な課題に対応するため、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。 児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能については、多部門・多職種の連携による相談支援体制の構築を検討する。 各関係機関においても、18歳以降への継続性も考慮し子どもと子育て家庭への切れ目のない支援に必要な施策を実施していく。 児童生徒の健康や食育の視点から、武蔵野市が進めてきた質の高い給食提供の取組みを継続・発展させるため、市が責任をもって質を担保する仕組みを構築する。そのうえで、学校給食費の無償化については、東京都の補助制度を活用し、令和6年度中の実施に向けて様々な観点から検討する。	子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築	発達、不登校、虐待、貧困など子どもや家庭、学校に関する課題の多様化、複雑化に対応するため、関係機関が連携して子どもと子育て家庭への包括的な支援を行う。 子どもの貧困やヤングケアラーの問題等、分野横断的な課題に対応するため、関係機関と連携し相談支援体制を強化する。 児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能については、多部門・多職種の連携による相談支援体制の構築を検討する。貧困の連鎖を防ぎ、将来の選択肢を広げるため、貧困家庭における子どもの進路選択を支援する。 各関係機関においても、18歳以降への継続性も考慮し子どもと子育て家庭への切れ目のない支援に必要な施策を実施していく。 (削除)	生活福祉課 健康課 子ども子育て支援課 指導課 教育支援課
3	子どもの居場所の確保	子どもの居場所の確保については、当事者となる中高生世代など若者からの意見も踏まえ、自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる多様な居場所として、既存施設の活用も視野に入れて検討を進める。 学童クラブの児童増に対応するため、引き続き学童クラブ整備を行うとともに、保護者の多様なニーズに対応できる民間学童クラブについて、新規開設した施設の状況を見ながら開設支援を進める。4年生以上の受入れについては、これらの施設拡充の進捗等を見据えながら検討する。 長期休業中の学童クラブの昼食については、父母会主催で行っている弁当配食での課題を解決するための方策を検討する。 小中学生の居場所づくりをさらに進めるため、学校司書による図書館開放や合同部活動の設置、地域団体との連携・協力などの取組みを着実に推進する。 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場の整備を推進する。	子どもの居場所の確保	子どもの居場所、特に中高生の居場所が不足している東部地区、中部地区において、本町コミュニティセンター及び保健センター建替えに合わせた施設整備の内容を検討していく。 学童クラブの児童増に対応するため、引き続き学童クラブ整備を行う(削除)。 長期休業中の学童クラブの昼食については、これまでの父母会主体から学童運営事業者主体の取組みに転換を見据えて検討を進める。 小中学生の居場所づくりをさらに進めるため、学校司書による図書館開放や合同部活動の設置、地域団体との連携・協力などの取組みを着実に推進する。 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、安心して過ごせる居場所や多様な学びの場の整備を推進する。	児童青少年課 指導課 教育支援課
4	生きる力を育む幼児教育の振興	令和5年度に策定した「武蔵野スタートカリキュラム」を基に、各校にて幼児期の豊かな学びを引き継いだ取組みを推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を進める。また、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携の場づくりを推進する。	生きる力を育む幼児教育の振興	幼児期の豊かな学びを小学校に引き継ぐために、子どもの気付きや子ども同士の関わり等を大切にした武蔵野スタートカリキュラムを推進する。 幼稚園・保育園等と小学校の連携を進めるために、子ども同士の交流や、園訪問・学校訪問による教職員間の情報交換を進める。	子ども育成課 指導課
5	学校改築の計画的な推進	第一中学校及び第五中学校の新校舎・新体育館について、社会経済情勢を注視しながら改築工事を進める。 第五小学校及び井之頭小学校について、基本設計に基づき実施設計を行う。 上記以降に改築を予定している学校については、それまでの改築事業で得た知見や経験を踏まえ、全市的な視点から課題を検討する。 改築するまでの学校については、劣化・改良保全事業、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。	学校改築の計画的な推進	第一中学校の改築工事及び第五小学校解体工事について、社会経済情勢を注視しながら改築工事を進める。 第五小学校及び井之頭小学校について、改築工事の契約に向けて実施設計を進める。 学校施設整備基本計画の改定について、子どもの学びを第一に、全市的な視点から中学校の適正な数や未来における教育を見据えた校舎のあり方について検討を進める。 改築するまでの学校については、劣化・改良保全事業、定期的な施設点検に基づく必要な修繕を実施する。	教育企画課

No.	令和6年3月改定		令和7年度改定案		担当課
	重点的な取り組み事項	内 容	重点的な取り組み事項	内 容	
6	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	令和5年度に策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、情報モラルの徹底をはじめ、情報社会に参画しようとする態度やICTを活用した課題解決能力の育成など、デジタル・シティズンシップ教育を家庭・地域と連携して推進する。 各校で蓄積してきた学習者用コンピュータを活用した授業実践や運用に関する知見を基に、次期端末や次期学習サービス、教育データの利活用等について検討していく。	学習者用コンピュータを活用した学びの推進	令和5年度に策定した「武蔵野市学習者用コンピュータ活用指針」に基づき、情報モラルの徹底をはじめ、情報社会に参画しようとする態度やICTを活用した課題解決能力の育成など、デジタル・シティズンシップ教育を家庭・地域と連携して推進する。 <u>学校現場の声を踏まえた次期の学習者用コンピュータの調達を着実にを行い、学習データの蓄積や、一人ひとりの実態に合わせた個別の学習支援等が行えるよう、活用方法を研究していく。</u>	指導課
7	学校・家庭・地域との連携協働	学校運営協議会機能を加え、地域学校協働本部の機能を強化した開かれた学校づくり協議会の運営について、モデル校(境南小学校及び第一中学校)の取組みを基に効果検証を行い、情報発信をはじめとした令和7年度からの全校実施に向けた各校の体制を整える。また、モデル校の特色ある教育活動を推進していくために、東京都教育委員会の制度を利用し、教員公募を実施する。 学校図書館の放課後開放や小学校の吹奏楽や合唱等の課外活動を含んだ持続可能な部活動の推進など、放課後の子どもの居場所について検討し、地域等と連携して充実させる。 自然体験や地域活動の体験を通じ、子どもが市や地域への愛着を高めるとともに、新しい時代に必要となる資質・能力等を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、取組みを進める。	学校・家庭・地域との連携協働	学校運営協議会の機能を有した「開かれた学校づくり協議会」を全校で実施する。協議会は、幅広い年齢層や、多様な知見をもった委員で構成され、継続した熟議を通して地域の特色を生かした学校づくりを行う。 学校図書館の放課後開放や小学校の吹奏楽や合唱等の課外活動を含んだ持続可能な部活動の推進など、放課後の子どもの居場所について検討し、地域等と連携して充実させる。 自然体験や地域活動の体験を通じ、子どもが市や地域への愛着を高めるとともに、新しい時代に必要となる資質・能力等を育むことができるよう、学校・家庭・地域が連携協力し、取組みを進める。	指導課 児童青少年課
8	学校図書館の機能の充実	学校図書館は単に本を借りたり読んだりする読書センターの機能だけではなく、子どもたちにとっての居場所であり、学習センターや情報センターの機能を有している。 選書やレファレンスサービスの充実をはじめとした学校司書の資質の向上、読書動機付け指導等の学校連携事業の拡充、学校図書館資料の貸出増強のほか、市立図書館による学校図書館支援を強化する。	学校図書館の機能の充実	<u>図書館においては子どもの読書活動推進を目的として、学校図書館の選書やレファレンス機能の充実等、学校図書館の機能強化について学校司書連絡会、研修等の場を捉えて支援を行うほか、学校図書館資料の貸出等、学校連携事業の拡充を図る。</u>	指導課 図書館
9	市民の誰もががスポーツを楽しめる環境の整備	市民の誰もががスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。 市民スポーツの拠点である総合体育館については、施設の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて基本・実施設計を行う。 市営プールについては、第二期スポーツ推進計画及び第六期長期計画・調整計画での議論を踏まえ、整備方針を検討する。	市民の誰もががスポーツを楽しめる環境の整備	市民の誰もががスポーツを楽しみ豊かな生活を送り続けられるための取組みを進める。 市民スポーツの拠点である総合体育館については、施設の長寿命化を図るため、保全と機能改善等の大規模改修に向けて実施設計を行う。 市営プールについては、 <u>整備方針を基に、誰もが利用しやすいプールの充実を図るため、施設の更新に向けた基本計画を策定する。</u>	生涯学習スポーツ課
10	武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進	令和3年度に作成された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化施策の評価を含む文化振興基本方針に基づく取組みを推進する。 (公財)武蔵野文化生涯学習事業団が、施設や事業部門間の連携を進めつつ、より質の高いサービスを展開できるよう、関係部課及び事業団の連絡調整の体制を活用し、必要な支援・指導を継続する。	武蔵野市文化振興基本方針に基づく文化施策の推進	令和3年度に作成された文化施設の在り方検討委員会報告書を踏まえ、文化施設の活用や整備について検討を進めるとともに、文化施策の評価を含む文化振興基本方針に基づく取組みを推進する。 (公財)武蔵野文化生涯学習事業団及び関係機関が、連携・協働を進めながら質の高いサービスを展開できるよう、 <u>(削除)連絡調整の体制を活用し必要な支援・指導を継続する。</u>	市民活動推進課 児童青少年課 生涯学習スポーツ課 図書館
11	(新規項目)	(新規項目)	<u>学びおくりあう地域づくりを目指した生涯学習施策の推進</u>	<u>第二期生涯学習計画の基本理念であり、学んだことを他者、地域、コミュニティ、社会、あるいは次の世代へ「おくる」、さらに相互におくりあうことを意味した「学びおくりあい」のための環境整備を進める。</u> <u>むさしのサイエンスフェスタ、いきいきセミナー、ふるさと歴史館での歴史館大学など既存の事業を学びおくりあう機会の場としても位置づけるとともに、さらに、学びおくりあいを推進する仕組みについて検討する。</u>	生涯学習スポーツ課